



平成 26 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一
(コード番号：4744 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和
(電話番号：03-5733-5904)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日関東財務局に提出いたしました平成 26 年 3 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。なお、下記事項 2) に係る財務諸表上の影響額につきましては、決算処理過程で修正済であり、当社の財務報告に影響を与えていません。

記

- 1) 代表取締役印が押印された金銭消費貸借契約書が発見されましたが、取締役会承認及びコンプライアンス統括室の審査も経ておらず、貸付事実もないため、調査を行った結果、代表取締役印が従業員により不正に使用された事実を確認しました。これは当社が整備していた印章管理規程による統制が適切に運用されていなかったこと、また、モニタリングが十分でなかったことによるものであり、全社的な内部統制に不備があったことにより発生したものです。
- 2) 経理・決算業務のための必要かつ十分な専門知識を有した社内の人材が不足しており、また、財務・経理部でのチェック体制が不十分だったため、監査法人から多数の指摘を受け、修正処理を行いました。

2. 当事業年度末日までに是正できなかった理由

- 1) 上記不正を行った従業員は当事業年度末日までに退職しており、事実関係の確認が終了したのは当事業年度末日後であったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。
- 2) 経理及び財務に相当の見識を有した者の採用、決算処理に対する社内の検証体制の強化が、当事業年度末日までに対応できなかったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正状況

開示すべき重要な不備を是正するために、当該事業年度末日後に以下取り組みを行い、内部統制報告

書提出日時時点で当該開示すべき重要な不備が是正されていることを確認しました。

- ① 印章管理規程の改定による印章管理の強化
- ② 全役員・全社員のコンプライアンス意識の向上
- ③ コンプライアンス統括室による監視の強化
- ④ 取締役会における監視体制の強化

なお、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、今回の財務報告に係る内部統制開示すべき重要な不備を是正するために、人員の制約はあるものの、環境を整備し、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針です。

- ① 経理体制の拡充およびスキルアップ
- ② 決算業務に関するモニタリングの強化

以上